

盛り場の不可視性増大過程の分析

—— 2000年までの歌舞伎町を事例に ——

武岡 暢

本稿は、西暦2000年までの新宿歌舞伎町について、「不可視性」という観点からその変遷を分析するものである。本稿では不可視性の語を、その地域における重要なアクターの関係が把握困難である、という性質を意味するものとして用いる。

歌舞伎町では、多くの歌舞伎町商店街振興組合組合員がバブル期までに不在地主化し、バブル期には土地を売却して歌舞伎町から退出した。この間、風俗営業の業界は縮小し、それによって振興組合は歌舞伎町を把握する能力を低下させた。また、新宿区は風俗営業の取締りから地域の環境美化へと関心を移行し、警察は法改正によって風俗営業に対する取締り活動を制限された。

そこから本稿では、それぞれのアクターにおけるこれらの変化によって、歌舞伎町の不可視性が増大したことを示す。

1 はじめに

1-1 問題設定

2005年10月、小泉純一郎首相（当時）は、施政方針演説において「新宿歌舞伎町など犯罪の頻発する繁華街を安全で楽しめる街に再生します」と、歌舞伎町を名指しして繁華街対策を行うことを宣言した。600メートル四方の土地に、届出店舗だけでも3300以上の風俗営業店（2007年時点）と4000近い飲食店（2008年時点）が密集していることから、歌舞伎町は日本を代表する盛り場であると考えられる¹。歌舞伎町内にある建築の棟数は630程度であり、風俗営業だけでもひと棟あたり平均5店舗が営業していることになるが、このような集中を可能にしているのは、歌舞伎町の建築に雑居ビルの多いことによる。

この雑居ビルという建築は、盛り場の把握を

困難にするような存在である。このことは、例えば以下のような記述に典型的に読みとることが出来る。「九月下旬の未明、日本最大の繁華街、東京・新宿の歌舞伎町。警視庁の『環境浄化作戦』が展開される中、雑居ビルの一室にあるタイ人を相手にした秘密とばく場に本紙記者が潜入した」（『毎日新聞』1994.10.7朝刊）。この記事における「潜入」の語に暗黙裏に示されている通り、雑居ビルにおいてはどのようなテナントが営業しているかが直接視覚的に確認できない。加えて、規模の小さい多数のテナントが短いサイクルで入れかわる雑居ビルは、歌舞伎町がどのような要素や主体によって成り立っているのかを著しく不明瞭にさせる。また、歌舞伎町においては「又貸し」や「名義貸し」などが常態化していると言われており、登記簿からビルの実質的なオーナーなどを把握することにも限界がある。以上のいずれの点においても、

雑居ビルは歌舞伎町に「不可視性」を付与する存在であると言える。

しかし、雑居ビルは、歌舞伎町に対して「不可視性」を付与するばかりではない。というのも、歌舞伎町には、ビルオーナーが数多く加入している「歌舞伎町商店街振興組合」という団体が存在するからである。それは、歌舞伎町に関わる主体という点において、新宿区や警察などの行政組織とならぶ、把握可能で「可視的」な存在であると言える。この点からは、振興組合の組合員が一部の雑居ビルのオーナーであることによって、歌舞伎町の「不可視性」はいくらか減少——組合員が雑居ビルのオーナーとして存在していない状態の想定に比べて——している。歌舞伎町の人口は2000人に満たない²うえ、その人口も歌舞伎町北辺のマンションに集中しているために「住民不在」の盛り場である歌舞伎町において、振興組合は行政以外に把握可能なほば唯一の組織である。

ここで重要なのは、雑居ビルが歌舞伎町に長期間にわたって存在し続けているからといって、歌舞伎町の「不可視性」を静態的なものとして理解してはならない、ということである。本論で具体的に述べるように、「歌舞伎町商店街振興組合」の存在とそのありようによって、歌舞伎町の「不可視性」は動態的に変化する。

本稿は、この歌舞伎町商店街振興組合、および新宿区や警察といったアクターに着目し、歌舞伎町の「不可視性」がどのように変化してきたのかについて、その動態プロセスを分析するものである。

1-2 概念の検討と本稿の位置づけ

ここで、これまで述べてきた「不可視性」という概念には検討を加えることが必要だろう。というのも都市に関する「不可視性」の語の使

用は、例えば代表的には、佐藤健二が都市社会学の方法論について考察する以下のような文脈においてなされてきたからである。

「異質性」ということばは（中略）ひどくあいまいで漠然とはあるが、どこかで都市のリアリティを鋭く反映したものとして使われてきた。観察という主体的な実践の局面でとらえると、この「異質性」は見えにくさ、わからなさ、すなわち「不可視性」と対応する。それをいかに見えるものにするか、把握し解説できるものにしていくか、すなわち「可視化」が、社会学の方法として問われることになる。1920年代前後に日本の大都市で始まった、都市自治体の社会部局が担い手となった社会調査の実践は、まさにその意味での都市の可視化の試みであった。それが、アメリカの大都市のいわゆるシカゴ学派と時代を共有していることは、世界的にみても偶然ではない。（佐藤 2006: 288）

このように、「不可視性」の語は、都市社会学という営みについてメタ的に考察する際のキーワードとして使われてきたと言える³。本論では、歌舞伎町という具体的事例の検討にこの「不可視性」の語を用いるに当たって、佐藤が先の引用に続いて、「壁・構造・歴史の不可視性」として分節化して論じている、その中の特に「構造の不可視性」を手がかりにしたい⁴。「構造の不可視性」とは、「第二[の不可視性]は、現象の背後に潜む『構造』のような不可視性である。現象を媒介する諸要素、諸主体、諸制度の関係を描き出して初めて、構造が論じられる。しかし、都市ではこの関係が見えにくい」（佐藤 2006: 289-90）と説明される。つまりこれは、都市においては一定の圏域や過程に関して、

そこで重要なアクター同士や制度のあいだにどのような関係が成立しているのかが把握できない、という状況と解釈できるだろう。この観点から、雑居ビルは既に述べたように歌舞伎町に不可視性を付加し、またそれ自体も不可視性を帯びた存在であると言える。

ここで、この不可視性の概念に沿って、これまでの日本の都市社会学研究⁵を理念的に2つに分類することによって、本稿が歌舞伎町と振興組合を取り上げる必然性を、先行研究との関連から考えたい。分類のひとつは、都市の「不可視性」に照準した、盛り場や広場、群衆などに関する研究であり、都市の持つ匿名性の側面に焦点を当てるために、テキスト分析などの方法を取る傾向があり、歴史研究も多い。いまひとつは都市の「可視性」の側面、つまり住民や町内会、自治体政策などに関する研究であり、すぐれて顕名性を備えた対象を扱うため、インタビューやフィールドワークなどを含めたいわゆる実証的な方法を採用し、その時点での「現在」の対象を扱う傾向にある。前者の代表的研究としては吉見俊哉『都市のドラマトウギー』や北田暁大『広告都市・東京』、あるいは中筋直哉『群衆の居場所』がある（吉見 1987; 北田 2002; 中筋 2005）。後者には玉野和志『東京のローカル・コミュニティ』や中澤秀雄『住民投票運動とローカルレジャー』、園部雅久『現代大都市社会論』などを挙げることが出来る（玉野 2005; 中澤 2005; 園部 2001）。

この整理に従って、歌舞伎町ならびに歌舞伎町商店街振興組合を取り上げる意義について2つの側面から説明することが出来る。第一点は、歌舞伎町商店街振興組合を研究対象とすることによって、盛り場研究に不足していた、顕名性を備えた重要なアクターについての研究を付加することが可能となることであり、第二点は、

都市社会学の実証的研究に存在していた、「住民」偏重の傾向に対するオルタナティブな視点を提供できるということである⁶。歌舞伎町商店街振興組合は、住民不在の歌舞伎町において、テナントや地権者、行政の結節点となるような、きわめて重要な存在である。このような存在としての振興組合に定位することによって、歌舞伎町の不可視性が変容する動態プロセスについての実証的研究が可能になる。

この際、本稿では具体的な一次資料として、各種刊行物の他に、関係者からの聞き取りを採用した。筆者は2008年1月から11月にかけて、振興組合の各種活動に対する参与観察や、行政を含む関係者への聞き取り⁷を行っている。本稿は2000年までの歌舞伎町について扱ったものであるが、その論述の過程では2008年のフィールドワークの成果を活用した。よって、聞き取りを行った関係者の役職名等は2008年当時のものであることを特に断っておく。

1-3 本稿の構成

本稿ではまず次章の第二章で、戦後に歌舞伎町が建設されてから2000年頃までに、歌舞伎町商店街振興組合の組合員が、次第に歌舞伎町から退出していく過程について分析する。次に第三章で、1980年ごろからの風俗営業の展開と、「風適法」施行による不可視性増大過程について分析する。以上を踏まえて第四章で結論を述べる。

2 振興組合組合員の歌舞伎町からの退出過程

歌舞伎町の不可視性増大過程を分析するという本論文の問題関心に従えば、歌舞伎町成立から1980年ごろまでは、振興組合の組合員であ

る多くの地権者が不在地主化した過程であると言える。さらにバブル期には地上げなどによって土地も所有されなくなり、組合員の歌舞伎町からの退出が進行した。

2-1 歌舞伎町の成立と歌舞伎町商店街振興組合

第二次大戦の空襲により、新宿一帯は焼け野原と化した。この新宿の「復興計画に苦しんで」いる東京都建設局に、「実に珍しい『計画』が『出願』された」（鈴木 1955: 3）。それが鈴木喜兵衛による歌舞伎町の建設計画である⁸。歌舞伎町という地名は、戦後復興当時、鈴木が歌舞伎劇場の誘致・建設を企図していたために、東京都建設局の石川栄耀によって名づけられた。

本稿で主な対象とする歌舞伎町商店街振興組合は、1963年に発足した⁹。その当初から振興組合によって発行されていた「歌舞伎町ニュース」という広報紙では、例えば1965年11月発行の第28号において、振興組合が中心となって「流動人口」調査の行われたことが報じられている。本論の観点から重要なのは、歌舞伎町内の通行人の数を計数したこの調査が、歌舞伎町内「全ブロックの経営者や従業員」のべ「495の協力」によって実施されたという点である。これは、当時の振興組合が、歌舞伎町内の各商店や事業主を把握し動員する一定の能力を保持していたことを示している。振興組合は自らを、街灯の設置や道路の保全、美化や消防などの「自治」活動の担い手として位置づけていた。「自治の組織活動活発化す」（「歌舞伎町ニュース」1963年10月発行第3号）の見出しのもとに、振興組合が下部部会を通じて各種「事業や活動を徹底」させる気運が高まってきた、と報じられていることにもこれは読み取ることが出来る。というのも、振興組合が精力的

に各種活動を行うためには、歌舞伎町全体の商店や事業者を把握することが必要だったと考えられるからである。それを端的に示す出来事として、1964年の2月には、「組合員の氏名、住所、業種および商号電話番号などが詳細に掲載されて」いる「組合員名簿」が発行されている。

また「歌舞伎町ニュース」では、警察関係の表彰や行政関係のキャンペーンへの協力なども大々的に報じられている。例えば1963年9月発行の第2号には「新生活運動『モデル地区』活動」の大見出しのもとに以下のような記事が見られる。

新生活運動「モデル地区」の実践活動として内外ともに大好評を拍している“街の美化デー”は、去る八月十日第三回目を迎えて組合総動員で実施された。今回は恰度、国および東京都、新宿区等が共催の首都美化強力推進デーに合致したため、この実践活動は官民一体強力態勢で行われ、日本テレビ、毎日ニュース等のジャーナリズムも「モデル地区」の当町に取材にくるなど、また今回は自治部会交通部が淀橋署交通課と連携し初の交通取締りを強力に実施し大なる成果を収める等、この「街の美化デー」実践に更に意義を深めることが出来た。

本稿では「新生活運動」なるものを全体として論ずることは出来ないが、しかしここでは「官民一体」や「連携」が非常に強調されていることが注目される。「淀橋署」とは現在の新宿警察署の旧名であり、当時の振興組合が警察と協力しながら交通取締りを行っていたことを示している。このような行政との協力関係にもまた、振興組合が「自治」活動の担い手として自らを位置づけていたことを読みとることが出来る。

ただし、このように活発な活動を行っていた振興組合にも、その規模が縮小していかざるをえないような性質が、構造として既に備わっていた。それについて以下で説明したい。

振興組合は、発足翌年の1964年に東京都から購入した四十二坪あまりの土地に、地上五階地下二階のビルを建設した。このビルの一階部分は派出所と公衆便所として、それぞれ警視庁と新宿区に寄贈されており、振興組合の警察や区との関係の一端をうかがい知ることが出来る¹⁰。振興組合の建造したビルは当初から現在まで、その五階を振興組合の事務局とする他はテナントに貸し出しており、後年建設されるもう一つのビルとともに、歌舞伎町商店街振興組合の、これが主たる収入源となる。このように、振興組合名義でビルを資産として持ち、またそのテナントからの収入がある点が、歌舞伎町商店街振興組合の特徴であると言える。

さて、歌舞伎町商店街振興組合は、「商店街振興組合法」で定められたところの法人（商店街振興組合法人）である。同法第三十五条で作成を義務づけられている定款によれば、歌舞伎町商店街振興組合の組合員資格は、第8条で以下のように定められている。

（組合員の資格）

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 組合の地区内において小売商業を営む者
- (2) 組合の地区内においてサービス業を営む者
- (3) 組合の地区内において前2号以外の事業を行う者

ここで「組合の地区内」とされているのはほぼ歌舞伎町全体（現在では歌舞伎町一丁目全体）

に当たる区画である。つまり、歌舞伎町で小売業やサービス業に限らず何らかの「事業」を行っている者であれば、組合員になる資格を有するということになる。このように、本来であれば振興組合は成員資格が厳しいというわけでもなく、組合員数が減少する理由はないように思われる。しかし、ここまで見てきた内容からも、すでに組合員の減少があまり大きく問題視されない内在的要因を2点に分けて指摘することが出来る。

1点目は共有資産の存在である。振興組合への新規加入者は慣習的に組合員3名の推薦を受けて理事会で承認されることになっている¹¹が、現在実質的に組合員を新たに受け入れてはいない。その理由を、振興組合の片桐基次副理事長は、「生きてる資産があるから。要は家賃収入。資産を持つてるから」と説明する¹²。これはつまり、歌舞伎町に2つのビルを持つ振興組合にとって、新規組合員を受け入れることは、その資産を分有する人数が増えることを意味するからである。同様の理由によって、新規組合員の受け入れはないが、組合員の名義変更は——例えば親から子へと——行われることは現在でもある。

2点目は、歌舞伎町の商店街振興組合が組合員から会費を徴収していない、ということである。既に述べたとおり、組合の運営資金は、組合が所有しているビルからのテナント収入で賄うことが出来る¹³。よって、歌舞伎町商店街振興組合において、組合員が少ないことが運営資金の面で困難に直結することはないのである¹⁴。

つまり、組合名義で所有しているビルの存在が、ビルの資産価値とテナントからの収入源という2つの側面から、振興組合の運営を経済的に容易にすると同時に、また拘束しているのである。このことは、組合員減少の「原因」とま

で言うことは出来ないにせよ、その「背景」として、組合員が減少することを妨げないような状況を作りだしたと言える。

2-2 経済発展による組合員の第一と第二の退出

2006年には、組合員名簿に名前を連ねていた800人の組合員のうち、600人に連絡が取れないという状況が発覚した。別の言い方をすれば、2006年時点で確認を行うまでは、実態としての組合員を把握できていなかったのである。

振興組合が華々しい活動を展開した発足当初から、このような変化が起きるまでの過程は、既に述べた振興組合に内在的な要因の他に、歌舞伎町の変容とともに理解されるべき事柄である。歌舞伎町はその建設の際に「復興協力会」が土地を買い上げ、一括して大規模な区画整理事業を行っている¹⁵。さらにこの区画整理によって、敷地を非常に小さい面積にまで細分化して、大資本による独占を防ぎ、多くの人びとが土地を所有できるようにした。そこで地主になった人びとの多くは、自らの土地に住みながら各々が様々な商売を営んだ。やがて歌舞伎町の発展とともに、商売は歌舞伎町で続けながらも、住居を他所に移す動きが現れ始める。振興組合副理事長の片桐氏は自身の転居について以下のように語った。

幼稚園、小学校は地元で、中学から、これは家族でもみんな言ってたんだけど、やっぱり商売と住むところが、夢として、違うところがいいと。でまあ、歌舞伎町って言うのは、その頃は、もっと、昔はもっともっと賑やかだったんですよ。そうですね、やっぱり11時12時くらいまで賑やかにしてた町で。でやっぱり子どもの環境としても、色んな形で

よっと引っ越そうかって言う。で住まいは引っ越したんですよ。僕も中学高校はこの地元じゃなくて違うところに行きましたから¹⁶。

ここで「地元」と言われているのは歌舞伎町のことである。引っ越し先は練馬区の西武新宿線沿線の街であった。片桐氏が中学生になったのは1961年のことであるが、その当時すでに歌舞伎町は賑やかな盛り場であり、子どもの教育に配慮して引っ越しをしたという。さらに、住居だけでなく自らの家業も歌舞伎町の外に移転させる動きがあらわれた。

それで酒屋がね、これが昭和46年か何かだと思ふんですけど、歌舞伎町がファミリータウン地区って言う風に警察で指定されて、車の夕方3時以降の出し入れが出来なくなったんですよ。うち酒屋で車を使ってやってたんで、酒屋の部分を、高田馬場に越したんですよ¹⁷。

片桐氏の家業は酒屋であり、現在も営業は続けられている。実際の「ファミリータウン地区」指定は1972年（昭和47年）末に行われたもので、これは当時一日40万人と推定された歌舞伎町の歩行者の安全を守るために、警視庁及び新宿警察署によって実施された交通規制である。

歌舞伎町の組合員の中には、片桐氏のように店舗を移転したり、あるいは廃業したりして、土地を貸し出し、あるいは自らビルを建ててビルオーナーとなる者がいた。もちろんそのビルのなかで自身の家業を続ける者もあったが、どのような経緯であるにせよ、歌舞伎町にある雑居ビルの多くは2006年時点で築35年以上の建物が約六割を占め¹⁸、歌舞伎町の歴史のなかで比較的早い段階で建てられたものであること

が分かる。

このように、振興組合を軸にして考えた場合、組合員が歌舞伎町から退出していくのには2つの段階を見て取ることが出来る。第一段階が、狭義の「住民」としての退出であり、第二段階が「商店主」としての退出である。第一段階は、そこに住居を構えることをやめる段階で、職住の分離と表現することも出来る。片桐氏の場合は、1961年に引っ越しをしたことがこの第一段階に当たる。第二段階は、歌舞伎町で商業を営むことをやめ、不在地主、あるいはビルオーナーとなっていく段階である。片桐氏の場合、1972年のファミリータウン地区指定に際して酒屋を引っ越した段階がこれに当たる。つまり、1961年から1972年までの期間は、住居は別の所にありながら酒屋は歌舞伎町で営まれていたのだが、1972年以降は酒屋の営業も歌舞伎町から退出し、それ以後現在まで片桐氏は歌舞伎町のとあるビルのビルオーナーとなっている。

2-3 バブル期の第三の退出

前節では振興組合の地権者が職住を分離させ(=第一の退出)、その後ビルオーナーとなって歌舞伎町における商業主であることもやめた(=第二の退出)過程を確認した。ただし、70年代ごろには振興組合の活動ははまだ活発だったと片桐氏は語った。

それでまあその頃歌舞伎町の青年会は、けっこう活発で、40人くらいのこれは、名前だけじゃなくて、手伝ってくれる人たちがいたんですよ。その頃歌舞伎町の祭りっていうのを、その二期会という若手が、いまの親会の振興組合からやらされて、それで実行は我々がやってたんですよ。手作りのお祭り

をやったりね、歌舞伎町らしいお祭りをやったり、色んな形でやってたの。特にあそこの広場を使って色んなイベントをやったんですよ。あと通りで物産市をやったりね。あと植木市をやったり。露店で¹⁹。

つまり、住居と家業が歌舞伎町の外にあっても、これらの活動は行われていたのである。ここからさらに、第三の退出の段階を作ったのがバブル経済であった。片桐氏によれば、青年会の活動は「平成入って、少しのところで先細り」したという。バブル経済と共に日本各地で問題化した「地上げ」は、歌舞伎町でも猛威をふるった。振興組合には下部組織として「町会」なる組織を持つ²⁰が、この「町会」のうちの1つは、「地上げ」で消滅した、と片桐氏は語る。

昔は15あったが、今は12町会、ひとつは地上げの時になくなっちゃったのとかがある。バブルの時。20年近く前。センター通りというのはいまウェスタンホテルが出来た辺りで、今は地上げされて駐車場になっちゃってる。当時の地上げの圧力はすごかった²¹。

もっとも、第三の退出段階は、「地上げ」によつてのみもたらされたものではない。すでに歌舞伎町建設からバブル期までに40年近くが経過しており、歌舞伎町建設当初からの地主が死亡するなどして相続が行われる「世代交代」の時代にさしかかっていた。しかしバブル期の異常な好況も相まって、歌舞伎町の地価は高騰しており、高額な相続税を忌避して土地やビルを売却する動きが優勢になった。この過程について振興組合事務局長の城克氏は以下のように語った。

昔はビルのオーナーの人でもお店をやったんですよ。2、3階建ての、平屋かも知れないけれど、そう言う人たちがビルのオーナーになった瞬間に、歌舞伎町に関わらなくなっちゃうでしょ。そこで商売してないし、子どもたちもそこで商売させることも必要なくなっちゃったから、二世がないんですよ。だから自分の世代が終わった瞬間に、相続が発生したら売っちゃえばいいっていう感じ。だから売るときは資産価値が高い方がいいんだけど、それだったら今の内に出て行っちゃった方が早いわけですよ²²。

振興組合が組合員を減少させていった背景には、端的に言って歌舞伎町の経済的な繁栄がある。それは一方ではバブル期の地上げという外圧として現象し、また一方では高額な相続税を払うよりは出来るだけ資産価値の高い時点で売却するという戦略に帰結した。つまり、歌舞伎町が経済的に繁栄した（＝地価が上昇した）結果、組合員にとっては歌舞伎町から退出するという選択が選好されやすいような構造が成立したのである。

もちろん、第二段階までの退出を行ったビルオーナーのなかにも、片桐氏のように歌舞伎町において振興組合に関連した活動に精力的に取り組み続けた人びとがいる。しかしこのような組合員数は、歌舞伎町一丁目においては80人程度という、極めて少ない人数であった²³。この人数のうち、歌舞伎町内にビルを所有している組合員数はさらに限られる。そのため、歌舞伎町にある600以上の建物のうち、振興組合として把握できているものはごく一部分に過ぎないのである。

3 風俗営業の展開と風適法施行

3-1 風俗営業の展開と新宿区の対応

今日われわれが思い浮かべるような風俗産業の歌舞伎町への大々的な進出は、おおむね1980年ごろからの出来事である。1970年代にはドル・ショックやオイル・ショックなどによって一時景気が後退し、戦後の早い時期から非常に高い売り上げを誇っていた「バー」や「キャバレー」（あるいは「グランド・キャバレー」といった業態が衰退した。それに代わって全盛となったのが、「ピンクサロン」や「ソープ」などといったいわゆるセックス産業である。「キャバレー」という業態においては、「キャバレー協会」という業界団体が作られるなどして、単なる「業態」が個別に存在するのではなく、「業界」という団体の形成がなされていた。キャバレー業界では「料飲税」廃止のロビー活動を行ったり、あるいは従業員組合が雇用者に賃上げを要求したりするなど、今日の「風俗営業」のイメージからはやや想像しづらい種類の活動が展開されていた。その業界団体は改組改編を経て、2008年現在、「新宿社交料理飲食業連合会」として「クラブ」や「バー」などの業態の加盟を得て活動しており、また振興組合との協働関係も継続している。しかし今日ではその加盟店舗数は非常に限定されており、業界団体として保持している影響力の程度も大きいとは言えない。片桐氏は、振興組合とキャバレーの業界団体のかつての関係について、「結構うまくいったんだよ。（中略）そこのつながりっていうのは凄い強かった。キャバレーの業界団体と組合はつながっていた。ただそこから枠から離れていくのね。バブルの時から。特にあの性風俗とか色んな形で出てきちゃってやはり大型キャバレーが、すたれてきた時代に入って。」と語

った²⁴。この「業界団体」の「枠から離れて」いったと語られているのは、業界団体に加盟しない風俗営業店が増加したということである。

歌舞伎町では1980年頃までに、「ストリップ劇場」や「トルコ風呂」といった業態は既に存在していたが、1980年ごろから「ノーパン喫茶」や「のぞき劇場」、「ヌード劇場」などの新業態が登場する。現在の風適法では性風俗特殊営業に分類されるようなこれらセックス産業が新展開を見せる一方で、風俗営業に分類される飲食店においては、「キャッチバー」と呼ばれる悪質な営業形態がこの時期に横行した。「キャッチバー」とは、文字通り、街頭に「キャッチ」、つまり客引きを出して実態とは異なる料金を提示して客を連れ込み、実際のサービスに見合わない高額な料金を請求するという「ぼったくり」行為を常態に行う飲食店を指す。1980年には「キャッチバー」で高額な請求をされた大学生が逃げようとして追い詰められ、ビルの3階から転落して死亡するという事件も起きた。これに対して振興組合では約半年にわたって「暴力追放浄化運動」として、客引きに対するパトロール活動を行ったという。

つまり、それまで振興組合にとって「キャバレー協会」などのかたちで把握可能だった風俗営業の各店舗が、業態の多様化と業界団体への加入率の低さなどによって、交渉と把握が不可能な存在へと変化していったことが分かる。キャバレーやバー、各種セックス産業などの構成比率は変化しながらも、全体としての風俗営業が歌舞伎町のなかで多数の店舗を構えていることに変わりはない。その意味で、1980年代に風俗営業が把握の難しい存在になっていった過程が、歌舞伎町の不可視性を増大させていったと考えられる。だからこそ、振興組合は「キャバレー協会」に対して営業の適正化を求めると

ような、組織や中間集団を通じての間接的な対応を取るのではなく、把握不可能で交渉不可能な相手に対してするように、直接的なパトロール活動を行ったのである。戦後すぐ、「キャバレー協会」の時代から、現在までの、「風俗営業」という業態における変化は、このように、風俗営業という「業態」内の「業界」の衰退として理解することが出来る。

「キャッチバー」における転落死亡事故の2年後、1982年1月に、新宿区立戸塚第二小学校のすぐそばに一軒の「のぞき劇場」が開業した²⁵。同小のPTAは1万1000人の署名を集め、「のぞき劇場」の営業停止を求めて、区長への請願、区議会への陳情を行った。規制権限を持たなかった新宿区は、2ヶ月後の1982年3月、強権を発動し、建築基準法を援用して「のぞき劇場」に対して使用禁止を言い渡した。しかしこれに対して、権力の濫用であるとして業者が新宿区を提訴する動きも現れた。そのため新宿区は同年6月に「新宿区興業場、旅館業及び公衆浴場の営業に関する指導要綱」を作成し、これを遵守する業者には新規開店を認める方針に改めた。

しかし、指導要綱は、罰則条項もなければ強制力もない、実効性のないものであった。区はこれに先立って都や国に条例や法の改正を要望しており、都条例やさらにその大元の風俗営業等取締法による抜本的な風俗営業取締りの実現を企図していた。そのため、実効性に乏しい指導要綱は、それまでの「当面の対策」であった²⁶。同時に、町会や青少年対策委員会、PTA連合会や商店連合会などから成る「新宿区明るい地域環境づくり推進会議」は、大々的な「ポルノ反対署名」活動を展開し、10万人の署名を集めることを目指して活動を始めていた。

しかし風俗営業の実態には変化が見られず、

1984年に区議会は再度意見書を提出、また歌舞伎町の住民は独自に5000人余りの署名を集め、「歌舞伎町環境浄化推進町民総決起大会」を開くなどして「ポルノ反対運動」を展開した。結局、風俗営業等取締法が改正されたのは1984年、施行は翌1985年のことである。これによって、当の法律の名称も「風俗営業等取締法」から、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」へと大々的に変更された²⁷。

この時期を境に、新宿区の風俗営業に対する取り組みは退潮していくが、その要因として3つの点を挙げる事が出来る。3点中最も重要な第1点は、1985年に風適法が成立したことである。それ以前に強引とも思われる方法で区によって行われていた風俗営業対策が、「当面の」ものであったと認識されていたことについては既に述べた。つまり、新宿区としては法令による規制を行うことが風俗営業に対しては適切な手段であり、その法的根拠としての法改正が必要であるという認識を持っていたのである。これと関連して、第2点は、風俗営業対策が区ではなく警察の行うべき活動であると見なされるようになったことがある。この点について、新宿区の元歌舞伎町担当者は以下のように語った。

風俗的な面での浄化という側面と、地域の環境美化という両方があるんだよね。浄化という側面は、犯罪とか、風俗営業だとかを抑制する警察マターというか、警察が主体的に取り組むような内容なんですよ。一方、新宿区の環境土木部などの取り組みは、地域の環境美化ということで、看板やゴミなどを片付けてキレイにしましょうと²⁸。

ここでは、風俗営業取締りなどの「浄化」と、

ゴミ拾い活動などの「美化」が、それぞれ警察の行うべき活動と区を行うべき活動という対比で語られている。これと密接に結びついているのが、第3点の「割れ窓理論」の普及である。同じ担当者は先の引用に続けて以下のようにも語った。

破れ窓理論、割れ窓理論、それを活用して地域を綺麗にしていく、タバコのポイ捨てだとかゴミだとか放置自転車とか。放置看板とかね。そういったものを片付けキレイにすることで、環境を美化して犯罪を抑止するような考え方だったと思うんだよね。

つまり、風適法の成立と割れ窓理論の普及によって、行政はもっぱらゴミ拾いや違法看板の撤去など、歌舞伎町の「美化」の側面に活動の重点を移し、風俗営業取締りを警察の行うべき活動である、と意味づけるようになったことが読み取れる。当然、割れ窓理論がニューヨークで治安の向上に貢献したとして有名になったのは1990年代後半から2000年頃にかけてのことであるから、その影響については風適法成立から十年後のものとして考えるべきである。とはいえ新宿区が風適法の成立に向けて精力的に署名活動を展開したことなどは、やはり風俗営業が「警察マター」であると考えられていたことの傍証であろう。

このように、新宿区は歌舞伎町における重要なアクターであることを自らやめていき、その過程でかねてよりの振興組合との協働関係も衰退していった。しかし、次節で詳しく見るように、区の認識に反して、実際には警察は風適法の成立によって、むしろ風俗営業取締りを行っていくような状況に置かれるようになった。

3-2 風適法施行とその影響

当時を知る振興組合関係者に行ったインフォーマルな聞き取りによれば、1985年の風営法改正に先立って行われた歌舞伎町における署名活動は、「これに署名すれば違法な営業は全てなくなるから」と警察に言われて行ったものだという。しかし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風適法」と略)の成立・施行によっては、違法な風俗営業が歌舞伎町から排除されることはなかった。そのことを示すのが、元新宿警察署長である原哲也による以下のような回想である。これは、原が強いリーダーシップを発揮して、2003年に歌舞伎町の風俗営業に対して立入りを行った際のものである。

中には、「いつもちゃんと3時には閉店している」と営業時間を全く理解していない店、「10年も来ていないのに何で今頃来るのか」と食ってかかる店、警察官を客と勘違いして「警視庁さん4名ご案内」と叫ぶ、立入りそのものを全く理解していない店もあり、笑ってはられない実態が明らかになった。(原2006a: 44)

警察による立入りが行われなければ、風俗営業に対する規制を実行することは不可能だろう。氾濫した風俗営業を規制するため、1980年代前半には、新宿区によって国に要望が出され、署名活動が行われたことは既に述べた通りである。それに引き続いて成立した風適法によって、なぜ風俗営業は規制されなかったのか？この事態を理解するためには、風適法の施行が「法の執行」に与えた問題点について検討する必要がある。

先行研究においては、風適法の成立は、第

二十八条にある性風俗特殊営業の新規出店禁止区域の設定などによって「規制強化」と解釈されてきた。代表的には、都市社会学者の永井良和が、この1984年の法改正について、「性産業への規制が強化されたこと」の重要性を指摘している(永井2002: 171)。これは、性風俗特殊営業の新規出店禁止区域についてそれまで都道府県の条例にゆだねられていたものが、この改正によって法律のレベルで明記されるようになり、また対象業態も拡大されたことによる。

しかし、永井自身が先の引用とは別の論文で述べているとおり、「現実には法令を遵守しない者が常に存在する」ため、法制史をたどる作業が「社会生活のうち法にしたがって営まれている部分についての記述に偏ること」は避けられない(永井2005: 187)。本稿で特に注目したいのは、法令を遵守させる権力として作用する警察の査察という実践が、法改正によって大きく制限されたことである。それによって「法にしたがって営まれている部分」は歌舞伎町において縮小したと考えられるからである。

ここで、立入り権限がどのように制限されたかを理解するためには、風適法の本文とともにその附帯決議に着目することが必要である。

まず法文の本文について注目すべきは、風適法第三十七条の二項にある、警察職員の立入り権限に関する規定である。それによれば、「警察職員は、この法律の施行に必要な限度において」風俗営業等の営業所に立ち入ることができるが、「ただし」「営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない」。また三項では「前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない」とされ、四項には「第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認めら

れたものと解してはならない」とある。

ここから、警察職員の立入りに関しては、これらの条項によって権限が与えられると同時に強い制限が課せられていることが読み取れる。しかし、「その身分を示す証明書」など、条文だけではその意味するところが必ずしも明確ではない箇所がある。これを理解するためには、附帯決議を参照することが必要である。

風適法は、1984年7月6日の衆議院本会議で、12の附帯決議とともに議題とされた「風俗営業等取締法の一部を改正する法律案」の可決によって成立した。その附帯決議のなかで、警察職員の立入り権限に関係する箇所は以下の通りである。

十 警察職員の立入りに当たっては、次の点に留意して、いやしくも職権の乱用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

1 報告又は資料の提出によってできる限り済ませるものとするとともに、報告又は提出書類等については、法の趣旨に照らし必要最小限のものに限定すること。

2 本法の指導に当たる旨を明示する特別の証明書を提示するものであること。

3 本法の運用に関係のない経理帳簿等を提出させ又はみることのないようにすること。

4 立入りの行使は個人の恣意的判断によることがあってはならず、その結果は必ず上司に報告してその判断を仰ぐものであること。²⁹

ここから、風適法の条文にある「その身分を

示す証明書」とは、風適法の指導に当たる部署に属することを示す「特別の」ものであることが分かる。また、先の第三十七条の条文と比べて、立入りに関してさらに強い制限を示す文言が並んでいることにも注意が必要だろう。

先の原の回想における、「10年も来ていないのに何で今頃来るのか」という風俗営業店の警察に対する言葉は、法改正によって、実質的にほとんど査察が実施不可能になるまで立入り権限が制限されたことを示している³⁰。つまり、法改正が歌舞伎町に与えた影響は、法の制定すなわち規範の設定という局面においてではなく、法の執行すなわち取締りの実践の局面において行われたものだったのである。

そして改正法施行の1985年前後には、歌舞伎町も日本の他の地域と同様、異常な好況の影響下にあった。警察による査察が行われなくなる一方で、歌舞伎町で風俗営業店を利用する潜在的な顧客の人数は増大する。査察が行われないのであれば、無許可で営業を開始することもまた可能ではあっただろう³¹。1981年に行われた調査によれば、午前10時から午後12時までの、歌舞伎町内の流動人口は27万人であったという³²。歌舞伎町建設の段階で鈴木喜兵衛は、映画館等の「芸能センターが全部完成すれば常時三万人位の顧客が此の町で往来するものと予想」したに過ぎなかった（鈴木1955:119）。2005年の愛知万博は一日当たりの「最高」入場者数が25万人であったのに対して、2007年に新宿警察署の交通課が行った調査では、一日の歌舞伎町来街者数は「平均」で17万人であったという（城2007:71）。

ここまで本章で見てきたように、バブル経済は端的に歌舞伎町の様相を大きく変容させていった。その一端が、前節で述べたような風俗営業の変容である。それは、歌舞伎町の不可視性

を増大させるような方向性を持っていたが、それに対して警察が持っていたはずの把握能力は、1985年の風適法施行によって奪われてしまった、と考えることが出来る。

4 結論

ここまで、二章で振興組合組合員の歌舞伎町からの退出過程を、三章で風俗営業の展開と風適法施行の影響を、それぞれ分析してきた。

雑居ビルという建築は、その所有者がそこで家業を営むなどしない限り、誰が所有し誰が実質的に経営しているのかを把握することは困難であるし、テナントの入れ替わりは早い。これらの意味で、再び佐藤健二の用語に従って、雑居ビルは「壁・構造・歴史」のいずれの点においても、歌舞伎町に不可視性を付与する存在であるといえる。これに対して振興組合は発足当初から地権者の団体であり、後にそれゆえにビルオーナーの団体として、歌舞伎町を「可視化」することが出来た。振興組合は自らを、歌舞伎町を把握する存在として位置づけていたし、行政もまたそのような存在としての振興組合とともに施策を行うことが出来た。しかし振興組合には、第2章で組合員の3つの退出の段階として分析した過程があった。

これと並行して、3章で述べたように、風俗営業の「業界」は衰退した。振興組合や風俗営業の業界団体などの仲介を失っても、歌舞伎町という盛り場を強力に把握し且つまた働きかけることが可能な存在であるはずだった警察というアクターは、しかし風適法施行によりその把握能力に大きな制限が課されることになった。

このように、各々のアクターにとっての不可視性の増大は、それがさらに各アクター同士の相互交渉を制約することによって、重層的に効

果を増幅させながら盛り場の不可視性を増大させていった過程であったと考えられる。仮に事態が振興組合の組合員が減少するのみに留まっていれば、振興組合は依然として風俗業界や新宿区、警察といった重要なアクターを通じて歌舞伎町を把握することが可能だったはずである。同様に警察は、査察権限を失っても、振興組合が強力に歌舞伎町内のテナントを把握できていれば、振興組合を通じて歌舞伎町に対して働きかけることが可能だったであろう。実際に、歌舞伎町建設期には、行政や風俗業界などの重要なアクターは振興組合と協力関係を保っていた。しかし、歌舞伎町の経済発展の過程で風俗業界は衰退し、法改正とともに新宿区と警察は歌舞伎町から後退した。これが、歌舞伎町における重層的な不可視性の増大過程である。

本稿の持つ重要な意義として、地域研究として地域社会学や都市社会学が前提にしがちだった「住民」のコミュニティ論やガバナンス論とは異なるかたちで、歌舞伎町という地域に重要なアクターとしての商店街振興組合を取り上げて、そこからそもそも歌舞伎町の不可視性が増大していく過程がどのようなものであったかを明らかにしたことが挙げられる。これは、地域研究における重要なアクターとして「住民」を無媒介に前提とすることへの問題提起となるとともに、盛り場を一般的に「匿名性」の空間とのみ規定することへの疑義でもある。

本稿では対象期間を2000年までに限定したが、この後2001年には、44名の死者を出した歌舞伎町雑居ビル火災が発生し、一挙に歌舞伎町の不可視性が問題化される。この火災を契機として、行政と振興組合には、歌舞伎町の不可視性を減少させようとする動きがあらわれた。不可視性の動態プロセスの中で特にその増大過程について考察してきた本稿では対象外だ

った、不可視性を減少させる「可視化」のプロセスは、監視や管理といった権力現象とともに考察され得る興味深いテーマであるが、これについては別稿を期して擱筆としたい。

注

¹ 新宿区提供の未公開資料による。風俗営業に関しては警視庁調べ、飲食店に関しては新宿区調べ。ここでいう「風俗営業」とは「風俗営業店」「性風俗関連特殊営業店」「深夜酒類提供飲食店」の総称である。続いて示している建物棟数も同資料により、数字は2006年新宿区調べ。

² 住民基本台帳によれば歌舞伎町の南半分に位置する一丁目で275人、北半分の二丁目では1695人の住民がいる（2008年時点。この他に外国人登録者数は一丁目51人、二丁目758人）。

³ この他に、内田隆三が都市の重要な性質として「不透明性」「見えない存在」といった表現を使用しているほか、「異質性」を埋め込まれた近代都市に対する「可視化の欲望」が都市社会学の成立・発展に影響を与えた、という町村敬志と西澤晃彦による議論も参照（内田1999；町村・西澤2000）。

⁴ ここで「壁の不可視性」は、文字通り建造物や路地などによって視線が遮られたり、あるいは言語の違いによってコミュニケーションを制限されたりするような、把握の「直接性をささぎる」性質のことである。また、「歴史の不可視性」は、「じつに書き換えの激しいテキスト空間」であるところの都市において、「書き換え」られたり「重ね書き」されることによって「不均等」で「不均質」となる都市の「歴史」の性質を表している（佐藤2006:289-93）。

⁵ 例えば中筋直哉による『社会学評論』誌上の「分野別研究動向（都市）」論文においては、「日本の都市社会学」として言及される対象が「いわゆる狭義の都市社会学、具体的には日本都市社会学会の

会員を中心に営まれている学問運動」（中筋2005b:217）に限定されているが、本稿ではこのような制限を設けていない。筆者は、「対象」に即して先行研究を検討することに、社会学にとっての重要性を認める者であり、よって、中筋が「都市論」として「都市社会学」から峻別している研究や、一般には地域社会学として分類される研究をも含めて論じていることは特に断っておく。

⁶ もちろん、「住民」偏重の傾向とは、住民のはっきりした地域（典型的には郊外住宅地や団地など）を対象とする限りにおいてはむしろ有利な点である。ただ、先験的に「住民」を重要なアクターとして位置づけたり、また「住民」が重要であるような地域に対する問題関心が固定化したりすることに対するオルタナティブに、本研究はなりうるだろう。そのため、商店街や商工会議所などに着目する矢部拓也の中心市街地研究（例えば（矢部2006））は、地域社会学で一般的な「住民」重視の傾向から展開された「まちづくり」や「中心市街地活性化」などに問題関心が限定されてはいるものの、注目すべきであると言える。

⁷ 正式にインタビューを申し込み、事前に用意した項目について質問するかたちのフォーマルな聞き取りと、振興組合の待合室や移動時間などに雑談のようなかたちで聞いたインフォーマルな聞き取りがあったが、またこの両者は混然となる場合も多かった。いずれにせよ、全ての引用箇所は、文字化した後に発言者による内容の確認を得ている。

⁸ 引用箇所は石川栄耀により寄せられた序文。石川栄耀は元東京都建設局長である。ちなみにこの当時の「歌舞伎町」の区画は、現在の歌舞伎町一丁目に当たる範囲のみであった。現在の歌舞伎町二丁目は、1978年に新宿区の住居表示の変更以前には西大久保一丁目だった区画である。

⁹ 前身体は戦後直後の復興の時代にまで、また戦後復興時の団体は戦前の町内会にまで、それぞれ遡

ることが出来るが、具体的な成員の関係などは必ずしも明らかではない。

¹⁰ もっとも、交番と公衆便所の寄付は、これ以前にも1949年に既に振興組合の前身である「復興協力会」によって行われている（鈴木1955:119-20）。

¹¹ 振興組合関係者に行ったインフォーマルな聞き取りによる。

¹² 2008年9月4日に行った聞き取りによる。

¹³ 実際にはこの他に、振興組合の下部組織である「町会」からの「賦課金」という収入があるが、振興組合と「町会」の関係についてまで言及することは、不必要に論述を煩雑にするため、本稿では割愛した。いずれにせよ、「賦課金」は街灯の電気代や保全費などにも多く使われるため、「賦課金」のみで振興組合の運営を行うことは不可能である。

¹⁴ 2008年9月4日に行った、事務局長城克氏からの聞き取りによる。

¹⁵ 歌舞伎町建設期の経緯については、立役者の鈴木喜兵衛自身による『歌舞伎町』（鈴木1955）や、ノンフィクション作家の木村勝美による『新宿歌舞伎町物語』（木村1986）に詳しい。

¹⁶ 2008年2月26日に行った聞き取りによる。

¹⁷ 片桐氏に2008年2月26日に行った聞き取りによる。

¹⁸ 前注1と同じ、新宿区提供の未公開資料による。

¹⁹ 2008年2月26日に行った聞き取りによる。

²⁰ これはいわゆる「町内会」組織などとは異なり、振興組合が便宜的に「町会」と呼んでいる、「通り」ごとの商店の集まりであり、振興組合の下部部会的性格を持つ。これについては前注13も参照。

²¹ 2008年9月4日に行った聞き取りによる。

²² 2008年2月28日に行った聞き取りによる。

²³ この「実質的な」振興組合の組合員数は、事務局長の城氏に2008年9月4日に行った聞き取りによる。このような経緯から、振興組合の、対外的に大々的に表明されはしないものしかし重要な方針

が生まれる。それは、「歌舞伎町の地価を下げたい」という意外なものである。振興組合は、歌舞伎町の商店街にとって経済的な利益をもたらす活動をする、という組織目標を持っているが、一見すると「地価を下げる」ということはこれに反するように思われる。通常、中心市街地における活性化や振興の目安は、地価の上昇というかたちで端的にあらわれるし、それは地権者の資産価値の上昇にもつながるからである。しかし、既に述べたように、地価が高騰すれば高額な相続税を回避して歌舞伎町から完全に退出してしまう地権者が増加するほかに、テナント料の高騰によって、「違法営業」を含めた場当たりの営業が増え、歌舞伎町の経済を持続的に発展させるようなテナントが入居しにくくなる、という問題認識が振興組合にはある。このため、振興組合の方針は、歌舞伎町の経済を振興させながら、地価を下げるなどして持続的に街の経済発展に寄与するテナントを誘致するという、いささかアンビヴァレントなものになっている。

²⁴ 2008年9月4日に行った聞き取りによる。

²⁵ 以下の記述は新宿区総務部編（1998）による。

²⁶ 1982年7月5日発行の新宿区広報では、大見出しに「当面の対策として“指導要綱”できる」と題して、指導要綱の内容を紹介している。

²⁷ この施行に先立つこと一ヶ月、1985年1月には、新宿区立中央図書館の分室が新宿区役所に設置された。これは、改正風営法によってはカバーされない風俗営業の業種について、学校・図書館・病院の周囲200メートル以内に新規営業できない条項を適用するための苦肉の策であった。これについては永井良和が詳述している（永井2002）。

²⁸ 2008年10月16日に行った聞き取りによる。この聞き取りで担当者が回顧している状況も2005年前後のことであるため、1985年の状況について述べているものではない。つまり本稿では、2005年までに形成されていた認識を傍証として、その淵源

としての1985年の状況を類推する、という論理構成をとっている。

²⁹ 附帯決議に関しては1984年7月5日の衆議院地方行政委員会にて議決。

³⁰ これは、地域警察官（現場警察官または制服警官）が立入りを行えなくなったことを示唆している。それによって、立入りに携わることが可能な

人員は、風俗営業店舗数に対して圧倒的に少なくなってしまうからである。

³¹ そして風適法においては法人によって風俗営業が営まれることが制限されておらず、既得権として法改正以前から存在する店舗については合法的に半永久的な営業が可能であった。

³² 歌舞伎町商店街振興組合提供の資料による。

文献

福富太郎，1994，『昭和キャバレー秘史』河出書房新社。

原哲也，2006a，「新宿歌舞伎町の繁華街対策——新宿警察署における新宿歌舞伎町対策への取組み 上」『警察公論』61(10): 36-45。

———，2006b，「新宿歌舞伎町の繁華街対策——新宿警察署における新宿歌舞伎町対策への取組み 下」『警察公論』61(11): 74-84。

城克，2007，「今こそ伝えたい歌舞伎町ルネッサンスの魂——犯罪を許さないまちづくりの実践と市民の役割」『地域経済』26: 69-82。

北田暁大，2002，『広告都市・東京その誕生と死』廣済堂出版。

町村敬志・西澤晃彦，2000，『都市の社会学——社会がかたちをあらわすとき』有斐閣。

永井良和，2002，『風俗営業取締り』講談社。

———，2005，「風俗営業のコントロール——〈囲い込み〉から〈個人認証〉へ」宝月誠・進藤雄三編『社会的コントロールの現在——新たな社会的世界の構築をめざして』世界思想社: 174-88

中筋直哉，2005a，『群衆の居場所——都市騒乱の歴史社会学』新曜社。

———，2005b，「分野別研究動向（都市）——日本の都市社会学の動向と課題」『社会学評論』56(1): 217-231。

中澤秀雄，2005，『住民投票運動とローカルレジーム——新潟県巻町と根源的民主主義の細道，1994-2004』ハーベスト社。

佐藤健二，2006，「読解力の構築——都市社会学でエスノグラフィを書くということ」広田康生・町村敬志・田嶋淳子・渡戸一郎編『先端都市社会学の地平』ハーベスト社: 278-307。

新宿区，2002，『「歌舞伎町雑居ビル火災」対策会議最終報告書』新宿区総務部総務課。

園部雅久，2001，『現代大都市社会学——分極化する都市？』東信堂。

鈴木喜兵衛，1955，『歌舞伎町』鈴木喜兵衛。

高見沢実，2000，『初学者のための都市工学入門』鹿島出版会。

玉野和志，2005，『東京のローカル・コミュニティ——ある町物語一九〇〇—八〇』東京大学出版会。

内田隆三，1999，『生きられる社会』新書館。

矢部拓也，2006，「地域経済とまちおこし」岩崎信彦・矢澤澄子監修『地域社会学講座 第3巻 地域社会の政

策とガバナンス』東信堂.

吉見俊哉, 1987, 『都市のドラマトウルギー——東京・盛り場の社会史』弘文堂.

(たけおか とおる, 東京大学大学院, takeokamo@yahoo.co.jp)

(査読者 新雅史、田中大介)

The Increasing Process of Invisibility of an Amusement District A Case Study of Kabukicho before the Year 2000

TAKEOKA, Toru

In this paper I analyze the process that Kabukicho changed before the year 2000 in terms of “invisibility”. Many members of the Kabukicho Shopping Center Promotion Union (the Promotion Union) were absentee landlords before the bubble economy. During the bubble economy, they subsequently sold their properties and left the area. In this process, the amusement business association declined and eventually lost the power to regulate the trade. This resulted in the Promotion Union becoming unable to control the Kabukicho area. Through this process, the invisibility of the area increased. In addition, Shinjuku-ku shifted its main focus from eliminating questionable or dodgy business to one of cleaning up the local area. As a result, the police retreated from the practice of regulation, ironically because of a revision of the “Entertainment and Amusement Trades Control Act”.

In this paper I show that the invisibility of Kabukicho increased because of the changes of each actor.